

下駄製造職人の勞働爭議

- 一、所 在 地 福岡縣八女郡中廣川村
- 二、事 業 主 馬場惣太郎外九名
- 三、從 業 員 職 人 三 三 名
- 四、爭議參加人員 全 員
- 五、爭議發生年月日 昭和十二年五月九日
- 六、同解決年月日 同 年五月十日
- 七、發 生 原 因  
最近の物價騰貴により生活困難となりたる爲各自別個に幾分の賃銀値上を款願し居りたるも一向に纏らざるを以て五月九日代表五名が各事業主を訪問し賃銀値上を要求したるに因る
- 八、要 求 事 項  
棚下駄工賃及雜木下駄工賃各三割値上

九、經過 並 解決

各事業主に於ては従業員側の要求の妥當なることを認めたるも即答を避け直ちに久原區公會堂に集合し對策を協議したるも意見區々にして何等纏るところなく散會したのであるが區々長は村内永年の平和を破るものとして十日正午眞方の代表を自宅に招き和解を懇請したる結果同日午後に至り約一割の値上をなすことに意見一致解決したのである。